

## 小野市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安全かつ安心な住まいづくり及びまちづくりを推進するため、自己の居住の用に供する戸建個人住宅について、当該所有者が耐震改修工事を実施する費用の一部を市が補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象は、市内に住所を有する個人所有者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 兵庫県のひょうご住まいの耐震化促進事業（以下「県促進事業」という。）

実施要領第2条第11号（簡易耐震改修工事費補助を除く）に規定する耐震改修工事補助に係る補助金の交付決定を受けている者

(2) 昭和56年5月31日以前に着工された自己の居住の用に供する戸建住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）を所有する者

(3) 市税の滞納がない者

(補助の対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費は、県促進事業の補助対象経費として認められた経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費として認められた額に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）又は300,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事の契約前に、住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付けた場合は、その内容を審査し、申請内容が適切であるときは、予算の定める範囲内で、補

助金の額を決定し、その旨を住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助の対象となる耐震改修工事に着手したときは、その工事の着手時期、その工事内容及び進捗状況について、報告を求めることができる。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、住宅耐震改修促進事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告（第10条の規定による耐震改修工事の変更が行われた場合を含む。）があったときは、その内容を審査し、工事内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅耐震改修促進事業補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助事業者は、前条に規定する通知による補助金額の確定後に、住宅耐震改修促進事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金の交付を行うものとする。

（交付決定額の変更）

第10条 補助事業者は、第6条の規定により通知された補助金額の変更を受けようとするときは、住宅耐震改修促進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、市長は、変更の内容、その理由その他変更申請内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、住宅耐震改修促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（耐震改修事業の中止等）

第11条 補助事業者は、補助の対象となる耐震改修工事を中止しよう

とするときは、住宅耐震改修促進事業中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、中止届に対し、申請事項を承認すべきと認めるときは、その旨を住宅耐震改修促進事業中止承認通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項に規定する場合において、既に耐震改修事業の一部に着手していた場合であっても、その実績に応じた補助金の交付は行わないものとする。

4 補助事業者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了する見込みがないときは、住宅耐震改修促進事業遂行困難状況報告書（様式第10号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（是正命令）

第12条 市長は、耐震改修工事の内容が、交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定の内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又は関係法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 耐震改修工事の申請期間内の未着手、中止、廃止又は県促進事業の交付決定の取消しを受けたとき。

(4) 前各号のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、住宅耐震改修促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返

還を命ずることができる。

- 2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

- 3 前2項の場合において、加算金又は遅延利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 4 市長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(台帳の整備)

第16条 市長は、この要綱による耐震改修工事への補助金の執行状況を明らかにするため、住宅耐震改修促進事業補助金台帳を整備するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。